

平成25年度

住民税申告相談のご案内

確定申告は2月18日(月)から3月15日(金)までです。

◆申告相談の日程及び場所

月 日	曜 日	時 間	対 象 地 区	会 場
2月18日	月曜日	8:30~17:00	幌延地区全域	幌延町役場大会議室
2月19日	火曜日	8:30~17:00		
2月20日	水曜日	8:30~17:00		
2月21日	木曜日	8:30~17:00		
2月22日	金曜日	10:00~16:00	問寒別地区全域	問寒別生涯学習センター
2月25日	月曜日	9:00~15:00		

※当日都合の悪い方は、お近くの相談会場又は上記相談日以外の日に会計課財政グループ税務担当までお越しください。

◆確定申告を必要とする主な方

1. 事業所得、不動産所得や譲渡所得などがある方
2. 年末調整された給与所得以外の給与収入額と各種の所得（退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方

◆給与所得者で、確定申告をすることによって、源泉徴収税が還付(還付申告)される方については、既に役場で受付をしています

- 平成24年中に支払った医療費の自己負担額(通院費も含む)が10万円または所得の5%を超える方  
※事前に病院・人毎に集計されていると、スムーズに申告手続きを済ませることができます。
- 住宅ローンを利用して住宅を新築された方や中古住宅を購入された方、または増改築をされた方で一定の要件に該当する方  
※申告に必要な添付書類等については、税務担当にお問い合わせください

◆申告相談にお越しの際には、次のものを持参してください

1. 印鑑
2. 平成24年中の収入を明らかにするもの(源泉徴収票など)
3. 生命保険料及び地震保険料等の支払証明書
4. 医療費等の支払領収書
5. 障害者のいる方は障害者手帳
6. 国民年金支払証明書
7. 国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の支払領収書等
8. 申告者本人の口座番号がわかるもの(還付金が発生した際に必要です)

詳しくは、会計課財政グループ税務担当(電話5-1113・告知端末機5-8813)までご相談ください。

## 平成26年1月から、 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行うすべての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されていますので、ご覧ください。

詳しくは、稚内税務署(電話0162-33-1155 自動音声にて案内していますので案内番号2をお選びください)にお問い合わせください。